

御所訪問看護ステーション

1. 事業者が提供するサービスについての相談窓口

電話（直通）

看護部門 0745-64-2072（午前9時～午後5時まで）

リハビリ部門 0745-64-2062（午前9時～午後5時まで）

2. 御所訪問看護ステーションの概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域等

事業所名	医療法人 鴻池会 御所訪問看護ステーション
所在地	奈良県御所市池之内1064番地
管理者	渋谷 麻美
サービスを提供する地域	御所市、大和高田市、橿原市、葛城市、高取町、大淀町、明日香村、(旧五條市)、桜井市

※ 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談下さい。

(2) 同事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	計
従事者	看護師	6名	1名	7名
	理学療法士	10名	0名	10名
	作業療法士	2名	1名	3名
	言語療法士	2名	0名	2名

(3) サービスの提供

① サービスの提供日

月曜日～土曜日（1月1日を除く）

② サービスの提供時間

- 午前9時～午後5時
- 緊急時訪問のみ、24時間連絡体制を実施しています。緊急時訪問看護に申し込みされている方は、時間外でも電話による相談や連絡が可能となります。緊急時訪問看護を希望される方は、緊急時訪問看護申込書に記入の上、スタッフへお申し出下さい。

3. サービス内容

訪問看護計画書にて提示します。

別紙2

4. 利用料金

(1) 利用料

医療保険からの訪問看護を利用する場合は、下記の料金が必要となります。
 ただし、医療保険の給付を超えたサービス利用は、全額自己負担となります。

《 利用料金詳細 》

訪問看護基本療養費 (I)	週3日まで	5,550円
	週4日以上	6,550円
精神科訪問看護基本療養費 (I) 30分以上	週3日まで	5,550円
	週4日以上	6,550円
精神科訪問看護基本療養費 (I) 30分未満	週3日まで	4,250円
	週4日以上	5,100円
訪問看護基本療養費 (III) 入院中の外泊日の訪問看護 (1ヶ月につき2回)		8,500円
訪問看護管理療養費	初日	7,400円
	2日目以降	2,980円
緊急時訪問看護加算 (1日につき)		2,650円
夜間(午後6~10時)・早朝(午前6~8時)加算		2,100円
深夜(午後10時~午前6時)加算		4,200円
乳幼児(3歳未満)乳児(6歳未満)加算(1日につき)		500円

○病状によっては以下の料金が加算されます。

がん専門看護料・褥瘡専門看護料・人工肛門及び人工膀胱ケア		12,850円
難病等複数回訪問加算	1日2回	4,500円
	1日3回以上	8,000円
長時間訪問看護加算 (週1回、15歳未満 週3回)		5,200円
特別管理加算	(1ヶ月につき)	2,500円
特別管理加算(高)	(1ヶ月につき)	5,000円
特別管理指導料(退院・退所時)		2,000円
複数名訪問看護加算(看護師等)	(週1回)	4,500円
複数名訪問看護加算(准看護師等)	(週1回)	3,800円
複数名訪問看護加算(看護補助)	(週1回)	3,000円
複数名訪問看護加算(看護補助)	(週1回)	3,000円
退院時共同指導加算	退院退所後月1回、厚生労働大臣が定める 疾病等の場合は2回	8,000円
退院支援指導加算 (退院退所後月1回)		6,000円
在宅患者連携指導加算	(1ヶ月につき)	3,000円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	(月2回まで)	2,000円
ターミナルケア療養費1		25,000円
ターミナルケア療養費2		10,000円
精神科重症患者支援管理連携加算	(月1回)	8,400円
看護・介護職員連携強化加算	(月1回)	2,500円

別紙3

○利用者のご希望により契約された場合には、下記の費用が加算されます。

24時間対応体制加算（1ヶ月につき）	6,400円
訪問看護情報提供療養費（1ヶ月につき）	1,500円

《基本料金の額》

利用者の負担金は、医療保険の法定利用料に基づく金額での支払いとなります。

(2) キャンセル料 1,000円（税別） + 交通費（税別）

利用者またはその家族より当事業所に対しキャンセルの申し出なく、訪問時、サービスを提供することができない場合、キャンセル料が発生します。

(3) 交通費 当事業所より15km以上500円（税別）
5km毎に100円（税別）加算

前記2の（1）のサービスを提供する地域の方は無料です。

それ以外の地域の方は、サービス提供従事者が訪問するための交通費の実費が必要です。

(4) 支払い方法

月締めで翌月15日頃にてご連絡させていただきますので、自動引き落とし等にて25日までにお支払い下さい。入金後、領収書を発行します。

5. 緊急時・事故発生時の対応方法

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族等へ連絡をします。

6. サービス内容に関する相談・苦情窓口

①当事業所相談・苦情担当

担当 御所訪問看護ステーション 電話 0745-64-2072
渋谷 麻美

②その他

当事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

市町村名 御所市、大和高田市、橿原市、葛城市、高取町、
大淀町、明日香村 等

御所市役所	介護保険係 電話 0745-62-3001
大和高田市役所	介護福祉課 電話 0745-22-1101
橿原市役所	在宅福祉課介護保険係 電話 0744-22-8108
葛城市役所	新庄庁舎 電話 0745-69-3001 當麻庁舎 電話 0745-48-2811
五條市役所	介護保険係 電話 07472-2-4001
高取町役場	住民福祉課介護保険係 電話 0744-52-3334
大淀町役場	ほけん課介護保険係 電話 0747-52-5501
明日香村役場	介護保険係 電話 0744-54-5550
奈良県国民健康保険団体連合会	介護苦情係 電話 0744-29-8326